ACSES ニュースレター_２１４８号（2021 年 7 月 30 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（23 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇毒物（アジ化ナトリウム）の誤廃棄による紛失について〈徳島大学〉
・徳島大学 毒物指定の「アジ化ナトリウム」紛失 誤って廃棄か〈放送報道〉／徳島大医学部が毒物１００グラム紛失…５０～１００人致死量に相当／徳島大医学部で毒物紛失　保管庫新調時、業者が処分か〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
◇事故、事件の続報
・司法解剖検査料水増しに加担　認めた講師を解雇　近畿大〈新聞報道〉
・東京医大、560 人に受験料などを返還　不正入試で和解〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（厚生労働省告示第 286 号）〈官報〉
・労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（厚生労働省告示第 287 号）〈官報〉
・労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（厚生労働省告示第 288 号）〈官報〉
・労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（厚生労働省告示第 289 号）〈官報〉
・レタスの水で客転倒　スーパーに２１８０万円賠償命令―東京地裁〈Web 報道〉
・マクセル株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２４６報）〈厚生労働省〉
・福島事故10年、続く風評被害に懸念　原子力白書が公表〈新聞報道〉
[原子力施設全般]
・40 年超原発、初の営業運転　美浜 3 号機、10 月下旬停止〈Web 報道〉
・原発事故時の甲状腺測定、19 歳未満や妊婦を対象に〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] PRTRデータ
◇PRTR マップダウンロード用データ　行政区域（都道府県・市区町村）に対応した大気排出量・推計濃度（3 次メッシュ）データを公開しました。〈製品評価技術基盤機構〉
[4] 健康安全
◇エコチル調査の約 10 万組の親子のデータを用いて、両親が職業で取り扱った医療用物質と出生した子どもの 1

菩提樹（ボダイジュ、しなのき）

歳までのがんの発生に関連について解析した論文が、令和３年７月９日に小児科分野の学術誌「Pediatric Research」に掲載されました。〈環境省〉

◇エコチル調査の約 10 万組の親子のデータを用いて、生まれた子どもの生後 12 か月までの川崎病発症と関連する因子について解析した論文が、令和３年６月 25 日に自然科学分野の学術誌「Scientific Reports」に掲載されました。〈環境省〉

[5] 肥料

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 1252、1253 号）〈官報〉

◇生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 1254 号）〈官報〉

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 1255、1256 号）〈官報〉

[6] 食品安全衛生関係

◇特別用途食品の許可について〈消費者庁〉

◇食品安全情報　（化学物質）No.15（2021）を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉

[7] 温暖化対策関係

◇「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」の設立について〈環境省・文部科学省・経済産業省〉

◇大気汚染物質（NO2）との同時観測により燃焼由来の CO2 排出量を精度よく推定する新手法を開発〈国立環境研究所〉

[8] 環境安全関係

◇山梨、静岡県が富士川流域を調査　水質や汚泥、28 日開始〈Web 報道〉

◇（仮称）福井洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉

[9] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　２件　　［公募結果、意見募集結果］　２件　　［調査結果］　３件

[10] その他省庁発表　　２件

[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　　７件　　［開催記録、報告、資料等］　　１件

[12] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：１件　　◇その他：２件

[付録]

◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省告示第 129 号）〈官報〉

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省告示第 130 号）〈官報〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇毒物（アジ化ナトリウム）の誤廃棄による紛失について

＜徳島大学　2021 年７月 27 日＞　https://www.tokushima-u.ac.jp/docs/29990.html

このたび，本学において毒物であるアジ化ナトリウムの紛失が確認されました。

本学では，これまで毒物，劇物について適正な保管管理に努めてまいりましたが，このような事態が発生したことは誠に遺憾であり，多くの皆様にご迷惑ご心配をおかけすることとなりましたことをお詫び申し上げます。

１　発覚日時　令和３年７月８日　午前８時３０分

２　発覚場所　医学部基礎Ｂ棟１階　解剖実習準備室
３　経緯
令和３年４月２０日　保有毒物劇物の定期報告のため，アジ化ナトリウムがあることを確認
令和３年５月１０日　保管庫を交換
令和３年５月２８日　旧保管庫を産業廃棄物処理業者に引き渡す
令和３年７月　８日　毒物劇物の数量の実地調査のため，毒劇物保管庫の確認を行っていたところ，アジ化ナトリウム（１００ｇ）の紛失
が発覚
令和３年７月　９日　産業廃棄物処理業者に確認を行うが，発見できなかった。
令和３年７月２１日　警察等関係機関へ報告
令和３年７月２７日　記者会見，公表
４　原因
アジ化ナトリウムを保管していた保管庫が経年劣化したため，令和３年５月１０日　に旧保管庫を廃棄し新しい保管庫と交換した。旧保管庫から新保管庫への薬品の移動は，職員が１人で行っており，プラスティックボトルに入ったアジ化ナトリウムを取り出し忘れて，旧保管庫を廃棄した可能性がある。その後，旧保管庫を廃棄した産業廃棄物処理業者に確認を行ったが，旧保管庫はすでに処分されており，発見には至らなかった。
アジ化ナトリウムは平成２７年７月に購入したものであり，用途は解剖実習でのご遺体の防腐液に使用している。解剖実習は，通年，９月～１１月（令和２年度は１０月～１２月）に実施しており，その時期以外，アジ化ナトリウムの使用は行われないため，毒劇物保管庫を確認した７月８日までアジ化ナトリウムの紛失に気がつかなかった。
５　再発防止策
毒劇物保管庫の置かれている場所は，セキュリティ管理されている区間を経由した室内にあり，その部屋はご遺体をホルマリン処置するエリアなので限られた人間しか入室できない。
そのため，限られた人間による誤認やミスの再発防止として，今後薬品等の移動がある際は必ず２人体制で行う。
また，試薬購入の際はその都度使い切りの量を購入するように努める。試薬を使用した際は，管理簿への記入をダブルチェックし，二度とこのようなことを起こさないよう安全管理に努める。
なお，医学部においては毒物劇物の管理状況を再確認し，管理の徹底を図る。

・<u>徳島大学 毒物指定の「アジ化ナトリウム」紛失 誤って廃棄か</u>
＜NHK　2021 年 7 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/tokushima/20210727/8020011653.html
徳島大学は、毒物に指定されている「アジ化ナトリウム」１００グラムを紛失したと発表しました。
大学は「保管庫を交換した際に誤って廃棄したとみられる」と説明しています。
徳島大学によりますと、今月８日、保管庫にある毒物や劇物の数量の調査を実施したところ、プラスチック製のボトルに入った「アジ化ナトリウム」１００グラムがなくなっていることが分かったということです。
アジ化ナトリウムは、医学部の解剖実習で防腐液として使用されていますが、体内に入ると血圧が急激に下がったり、意識障害を起こしたりするとして毒物に指定されていて、大人が摂取すると１グラムから２グラムで致死量になるということです。
ことし５月に保管庫が経年劣化したため、新しい保管庫へ薬品を移動させる作業を行っていて、大学では調査の結果、その際にアジ化ナトリウムが入ったボトルを取り出すのを忘れ、そのまま誤って保管庫ごと廃棄してしまった可能性が高いとしています。
徳島大学の赤池雅史医学部長は２７日に会見し「このような事態を招いてしまい、深くおわび申し上げます。再発防止のため、管理簿への記入をダブルチェックにするなど、安全管理に努めます」と陳謝しました。

・<u>徳島大医学部が毒物１００グラム紛失…５０～１００人致死量に相当</u>

＜読売新聞　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210728-OYT1T50148/

徳島大（徳島市）は２７日、医学部で保管していた毒物のアジ化ナトリウム１００グラムを紛失したと発表した。誤って廃棄したとみられる。成人で５０～１００人の致死量に相当するが、悪用されたなどの被害は報告されていない。徳島大は徳島保健所と徳島県警徳島名西署に紛失について報告した。

徳島大によると、アジ化ナトリウムは解剖実習の際に防腐液として使用し、解剖実習準備室の施錠できる保管庫に収納していた。５月に保管庫を新品と交換する際、職員１人が薬品の入れ替え作業をしていたが、中断した際にアジ化ナトリウムの入ったボトル（直径約８センチ、高さ約２０センチ）を取り出すのを忘れ、別の職員がそのまま古い保管庫を廃棄した可能性があるという。７月８日、保管庫内を確認した職員が紛失に気づいた。

野地澄晴学長は２７日の記者会見で、「過失によりこのような事態を招いた。多くの人に心配をおかけし深くおわびする」と陳謝。今後は、薬品の移動を２人で行うなど再発防止を徹底するとした。

・徳島大医学部で毒物紛失　保管庫新調時、業者が処分か

＜徳島新聞　2021 年 7 月 28 日＞　https://nordot.app/792607827837698048?c=39546741839462401

徳島大は 27 日、医学部で所有する毒物のアジ化ナトリウム 100 グラムが入った容器を紛失したと発表した。保管庫を新調する際に担当職員が容器を取り出すのを忘れ、処分業者に渡ったとみられる。古い保管庫は既に処分されており、個人が直接摂取する可能性は低いという。大学は「チェック態勢が不十分だった」としている。

大学によると、アジ化ナトリウムは医学部の解剖実習で遺体の防腐液として使っている。8 日に鉄製の保管庫にある毒物や劇物の数量を確認したところ、4 月にはあったアジ化ナトリウム入りのプラスチック容器がないことが発覚した。

保管庫は 5 月に新調した。職員 1 人がセキュリティー管理されているエリアで毒物や劇物を新しい保管庫に移し替える際に、作業の途中で古い保管庫に鍵をかけて現場を離れた。別の職員が作業が終わったと勘違いして古い保管庫を屋外の廃棄場所に運び出した。移し替えの作業をしていた職員も全ての薬品を移動させたと錯覚し、発覚が遅れた。

大学は、廃棄した保管庫が、複数の業者によって裁断などの処分が終了しているのを確認。近く処分場所で改めて確認する。27 日時点で業者から体調不良の訴えはない。

毒物や劇物を使う場合は管理簿に記入するなどして確認していた。しかし、保管庫から移動させるだけのケースは、現場の裁量に任せていたという。大学は「チェックシートや複数人による確認ができていなかった」として、今後、毒物や劇物は 2 人で取り扱い、管理簿への記入を二重で確かめる。

この日会見した野地澄晴学長は「過失により、このような事態が発生したことについて深くおわび申し上げる」と謝罪した。

◇*その他の事故、事件*

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年 7 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025090/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210729_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：72 件

うち重大事故等として通知された事案：10 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2021 年 7 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025089/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210729_02.pdf

1. 事故情報(食中毒情報を除く。)：３件、2. リコール・自主回収情報:49件、3. 食中毒情報：10件

◇*事故、事件の続報*

・司法解剖検査料水増しに加担　認めた講師を解雇　近畿大

＜朝日新聞　2021 年 7 月 29 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP7Y663PP7YPTIL02Z.html

近畿大医学部法医学教室の元主任教授らが大阪府警から国費の司法解剖検査料をだまし取ったとされる事件で、近大は 29 日、検査項目を水増しした請求書を作っていたとして、同教室の 60 代の男性講師を懲戒解雇とし、発表した。

近大広報室によると、男性は元主任教授の巽（たつみ）信二容疑者（66）=懲戒解雇、今月 16 日に詐欺容疑で再逮捕=の指示で、解剖のために採取した標本数を水増しした請求書を作っていた。近大が確認したところ、だまし取った金額は約 4900 万円にのぼるという。

男性は大学の調査に対し、不正だと認識しながら水増ししていたことを認めた上で、個人的な利益は得ていなかったと説明したという。近大は「事案の悪質性を重く受け止め、処分を決定した」としている。

近大は「このような事態が生じたことは誠に遺憾で、教職員のコンプライアンスを徹底する」とコメントした。

・東京医大、560 人に受験料などを返還　不正入試で和解

＜朝日新聞　2021 年 7 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP7W6423P7WUTIL01P.html

東京医大の不正入試問題をめぐり、被害を受けた受験生らに代わって受験料などの返還を求める裁判を起こした NPO 法人「消費者機構日本」（東京）は 27 日、同大が約 560 人の受験生に計約 6760 万円を支払う和解が東京地裁で成立したと明らかにした。

機構によると、返還されるのは受験料や出願書類の送料などで、1 回あたり約 4 万～約 6 万 5 千円。国の認定を受けた消費者団体が被害者の代わりに提訴する「消費者裁判手続き特例法」（2016 年施行）に基づく裁判が終結するのは初めてとなった。

消費者団体が受験生に代わって裁判

機構は 18 年に同大を提訴した。地裁は 20 年 3 月の判決で、女子や浪人生の得点を現役男子学生より低く調整したのは憲法の平等原則に反すると指摘。17、18 年度に不当に不合格になった受験生に受験料などを返す義務があると認めた。

同大は控訴せず、判決は確定。機構は第 2 段階として対象の受験生に裁判手続きへの参加を呼びかけ、地裁にまとめて届け出た。同大は支払額を争ったが、地裁の和解案に応じた。受験の事実が確認できなかった 4 人については、機構が取り下げるなどしたという。

「慰謝料は請求できない」　弁護士が課題を指摘

機構代理人の鈴木敦士弁護士は会見で「被害を回復できた一方で、対象者を把握しきれない、特例法では精神的苦痛への慰謝料請求ができない、などの問題点も浮かび上がった」と指摘した。東京医大は「再発防止を徹底するとともに、適切な入学試験の実施に取り組む」とコメントした。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（厚生労働省告示第 286 号）

［官報］　令和 3 年 7 月 29 日　号外　第 173 号　9～10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210729/20210729g00173/20210729g001730009f.html

---

・労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（厚生労働省告示第 287 号）

［官報］　令和 3 年 7 月 29 日　号外　第 173 号　10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210729/20210729g00173/20210729g001730010f.html

---

・労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（厚生労働省告示第 288 号）

［官報］　令和 3 年 7 月 29 日　号外　第 173 号　10～11 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210729/20210729g00173/20210729g001730010f.html

---

・労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（厚生労働省告示第 289 号）
［官報］ 令和 3 年 7 月 29 日　号外　第 173 号　11～13 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210729/20210729g00173/20210729g001730011f.html

---

・レタスの水で客転倒　スーパーに２１８０万円賠償命令―東京地裁
＜時事ドットコム　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021072801047&g=soc
　スーパーの店内で転倒し、左肘を骨折した東京都の男性（６３）が、床が水浸しで放置されていたのが原因だとして、経営する小田原百貨店（神奈川県小田原市）に約１億２００万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が２８日、東京地裁であった。品田幸男裁判長は、野菜売り場でサニーレタスの水が床に垂れたため転倒の危険が生じたとして、約２１８０万円の支払いを命じた。
　判決によると、男性は２０１６年１０月、同県湯河原町のスーパーで、足を滑らせて転倒。入通院が必要となり、手術を受けるなどした。
　品川裁判長は、サニーレタスに付いた水が垂れて床がぬれていたのに、清掃などの対応をした形跡がうかがえないと指摘。「安全管理義務に違反した」と判断した。
　賠償額は、企業経営者の男性が負傷で休業せざるを得なかった点や、左肘関節に後遺障害が残ったことなどが考慮された。

・マクセル株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について
＜消費者庁　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025055/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210728_1.pdf
消費者庁は、本日、マクセル株式会社（以下「マクセル」といいます。）に対し、同社が供給する「オゾン除菌消臭器 オゾネオ エアロ ＭＸＡＰ－ＡＥ２７０」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第５条第１号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第７条第１項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２４６報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=vUbv_Vl34xoyEKIvY
１　自治体の検査結果
　宮城県、山形県、埼玉県、東京都、文京区、横浜市、山梨県、長野県、浜松市、岡崎市、大阪府、大阪市、徳島県、香川県
　※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
　※ 基準値超過　なし

・福島事故 10 年、続く風評被害に懸念　原子力白書が公表
＜朝日新聞　2021 年 7 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP7W66NQP7VULBJ015.html
　原子力委員会は 27 日、東京電力福島第一原発事故から 10 年がたった福島の現状を特集した 2020 年度版の原子力白書を公表した。民間シンクタンクによる福島のイメージ調査の結果を引用し、「多くの人にとって事故当時の印象が残っている」として風評の固定化に懸念を示している。
　白書では、三菱総合研究所が昨年 7 月、東京都民を対象に行った意識調査を取り上げた。福島県産の食べ物や福島への旅行を家族や知人に勧めるかとの質問に対し、回答した約 4 分の 1 は「放射線が気になるのでためらう」としたという。
　白書は「復興を支えるためには、現状を理解してもらう必要がある」として、福島県産の農林水産物のほとん

どが放射性物質の基準値超過がないことなどを強調。その上で、事故から 10 年後も続く風評被害や約 3 万 6 千人（3 月時点）が避難生活を続けていることについて、「原子力関係者が忘れてはならないこと」と指摘した。

上坂充委員長は「復興が進展していることなど、福島の現状をしっかりと把握してほしい」と話した。

白書は原子力利用の現状をまとめたもので、委員会が発足した翌年の 1957 年以降、東京電力福島第一原発事故後の 7 年間を除いて発行が続けられている。

[原子力施設全般]

・40 年超原発、初の営業運転　美浜 3 号機、10 月下旬停止

＜共同通信　2021 年 7 月 27 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/071d18f3186e5576fe34177982a3e53389b02e98

関西電力は 27 日、運転開始から 44 年を超えて再稼働させた美浜原発 3 号機（福井県美浜町）が、原子力規制委員会の最終検査を終え、営業運転に移行したと発表した。運転期間を「原則 40 年、最長で延長 20 年」とする現行ルール下で初。ただテロ対策施設が未完成のため、施設設置の期限前の 10 月 23 日に停止する予定。

関電は 6 月 23 日、美浜 3 号機の原子炉を起動し、再稼働させた。同 29 日に発送電を開始し、7 月 4 日に出力を 100%近くに保つフル稼働の状態に到達。規制委はその後の最終検査で、原子炉の圧力や温度など、運転状態に異常がないことを確認した。

・原発事故時の甲状腺測定、19 歳未満や妊婦を対象に

＜朝日新聞　2021 年 7 月 29 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP7Y5G1FP7YULBJ006.html

原子力規制委員会は 29 日、原発で放射能漏れ事故が起きた際、住民に実施する甲状腺の被曝（ひばく）線量測定について、19 歳未満や妊婦らを対象とする方針をまとめた。現行の指針でも事故後に測定を行うとしていたが、対象者は明示されていなかった。年度内に原子力災害対策指針を改定する。

国の研究機関で新たな測定機器の開発が進んだことなどから対象や実施体制などを見直すことにした。

方針によると、空間線量が毎時 20 マイクロシーベルトを超えた地域の住民に対し、3 週間以内に測定する。チェルノブイリ原発事故後に子どもの甲状腺がんが増えたことから、19 歳未満を対象とする。胎児への影響が懸念される妊婦や授乳中の母親も測定する。測定が難しい乳幼児は、同伴する保護者の測定結果を代用できる。

測定は、原発から 30 キロ圏の緊急時防護措置準備区域（UPZ）の外側にある避難所などで、自治体職員らが実施することを想定している。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 7 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7xS7U8kA1SkIfcB9Y

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=TbYfDamHE-rC4E7fY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年７月 29 日版）

＜厚生労働省　2021 年 7 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wTqVfecu-wcmU-9TY

・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました

＜厚生労働省　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=lW7H1XFfyzIaOHoHY

◇マスコミ報道　見出し

・国内感染、初の１万人超　東京、神奈川、沖縄で最多―重症者も増・新型コロナ

＜時事ドットコム　2021 年 7 月 29 日＞

https://www.jiji.com/jc/article?k=2021072901100&g=soc

・クラスター、僧侶養成機関や大学で拡大　京都の新型コロナ、28 日夜発表
＜京都新聞　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/607525

[対策・予防]

◇<u>雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省告示第 129 号）</u>

［官報］　令和 3 年 7 月 28 日　特別号外　第 62 号　1～6 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210728/20210728t00062/20210728t000620001f.html
----> *末尾［付録］*

◇<u>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省告示第 130 号）</u>

［官報］　令和 3 年 7 月 28 日　特別号外　第 62 号　6～7 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210728/20210728t00062/20210728t000620006f.html
----> *末尾［付録］*

◇<u>省庁発表</u>

・「正しいマスクのつけ方」動画・ポスターの英語版の公開及び、英語版 SNS アカウントを開設
＜厚生労働省　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i3DZy29B1SwEJpcZY

・MHLW released "How to Wear a Mask Properly" Video, New Posters on COVID-19, and Social Media in English #link(No.,"MHLW released "How to Wear a Mask Properly" Video, New Posters on COVID-19, and Social Media in English"
＜厚生労働省　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20174.html

・第 45 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和 3 年 7 月 28 日）の資料を掲載しました。
＜厚生労働省　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xiwN3mYxjIVkLhxY

・新型コロナウイルスに関する Q&A（労働者の方向け）を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wigJ2mI1iIFgKthY

・新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3SaOCUem-AwrroRPY

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる休業期間及び申請期限を延長します
＜厚生労働省　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2jB03dZzTQcPo0BY

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>

・職域接種に関するお知らせ
＜厚生労働省　2021 年 7 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4gnz1WcSbWU4UDhY

・ワクチン接種率、7 割の壁　若者向け啓発強化　東京ワクチン最前線
＜日経新聞　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC225AU0S1A720C2000000/

・<u>職域接種で瓶単位でワクチン廃棄なら、企業名を公表へ…冷凍庫故障や有効期限切れなど</u>

＜読売新聞　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210728-OYT1T50260/

厚生労働省は、新型コロナウイルスワクチンの職域接種について、使用している米モデルナ製ワクチンを瓶（１瓶＝１０回分）単位で廃棄した場合、企業名などを公表することを決めた。廃棄量を最小限に抑える狙いがある。他の企業などの参考となるよう、廃棄の経緯や原因、再発防止策についても示す。

ワクチンを保管する冷凍庫の故障や有効期限切れなどにより、ワクチンを瓶ごと廃棄せざるを得なくなった場合に公表する。瓶に異物が混入していたような場合は対象外とする。今後、同省のウェブサイトの職域接種のページで公表する。

大学を含めた職域接種は６月２１日に本格的に始まった。７月１８日時点で２０９０会場（うち大学は１４３か所）で計４６５万６４４５回の接種が行われている。

こうした中、関西大（大阪府吹田市）は、教職員や学生用のワクチンを医療用冷蔵庫に入れていたが、保存に必要な温度を上回り、２５１０回分を廃棄した。冷蔵庫の初期不良が原因だったという。

また、新潟県では、県職員分の職域接種会場である県立加茂病院（加茂市）で保管用冷凍庫の電源コードの接続部が緩み、１０００回分を廃棄することにした。中外製薬（東京都中央区）でも同様に電源コードがつながっておらず、１６００回分の廃棄を決めた。同社は定期的に温度を確認するなどの再発防止策を図るとしている。

同省は今月１日に改訂した職域接種の手引で、瓶単位で廃棄が生じた場合は速やかに報告するよう求めている。

・６０歳以上に３度目接種　新型コロナワクチン―イスラエル方針
＜時事通信　2021 年 7 月 29 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021072901428&g=int
---

◇マスコミ報道　見出し
・緊急事態宣言は 8 月 31 日まで
＜共同通信　2021 年 7 月 29 日＞　https://nordot.app/793424469086142464?c=39546741839462401

・規制解いた英国の誤算　自主隔離が急増し、人手不足に
＜朝日新聞　2021 年 7 月 30 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP7Y6QWKP7TULFA002.html?iref=comtop_7_05
****

[3] *PRTRデータ*

◇PRTR マップダウンロード用データ　行政区域（都道府県・市区町村）に対応した大気排出量・推計濃度（3 次メッシュ）データを公開しました。
＜製品評価技術基盤機構　2021 年 7 月 19 日＞
https://www.nite.go.jp/chem/prtr/map_data/PRTRmapdata_keinen_toukei_data.html
PRTR マップで公開している行政区域（都道府県・市区町村）に対応した大気排出量・推計濃度（3 次メッシュ）データ（CSV 形式）を掲載しました。
→ https://www.nite.go.jp/chem/prtr/map_data/PRTRmapdata_keinen_toukei_data.html#section2
****

[4] *健康安全*

◇エコチル調査の約 10 万組の親子のデータを用いて、両親が職業で取り扱った医療用物質と出生した子どもの 1 歳までのがんの発生に関連について解析した論文が、令和 3 年 7 月 9 日に小児科分野の学術誌「Pediatric Research」に掲載されました。
＜環境省　2021 年 7 月 20 日＞　http://www.env.go.jp/chemi/ceh/news/20107200024.html
---

◇エコチル調査の約 10 万組の親子のデータを用いて、生まれた子どもの生後 12 か月までの川崎病発症と関連する因子について解析した論文が、令和 3 年 6 月 25 日に自然科学分野の学術誌「Scientific Reports」に掲載されました。
＜環境省　2021 年 7 月 20 日＞　http://www.env.go.jp/chemi/ceh/news/20107205658.html

****

[5] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 1252、1253 号）

［官報］ 令和 3 年 7 月 29 日 号外 第 173 号 13～20 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210729/20210729g00173/20210729g001730013f.html

肥料の登録の有効期間更新 324 件が公示された。

◇生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 1254 号）

［官報］ 令和 3 年 7 月 29 日 号外 第 173 号 20 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210729/20210729g00173/20210729g001730020f.html

肥料の生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更４件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 1255、1256 号）

［官報］ 令和 3 年 7 月 29 日 号外 第 173 号 20～21 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210729/20210729g00173/20210729g001730020f.html

肥料の登録失効 28 件が公示された。

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇特別用途食品の許可について

＜消費者庁 2021 年 7 月 28 日＞ https://www.caa.go.jp/notice/entry/025039/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_20210728_03.pdf

表示許可特別用途食品：無乳糖食品 １点、とろみ調製用食品 ２点

◇食品安全情報 （化学物質）No.15 (2021)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS) 2021 年 7 月 21 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202115c.pdf

別添 → http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202115ca.pdf

食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」の設立について ７月２９日

＜環境省 2021 年 7 月 29 日＞ https://www.env.go.jp/press/109833.html

＜文部科学省 2021 年 7 月 29 日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/af57ac3ku47hhzbI

＜経済産業省 2021 年 7 月 29 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210729001/20210729001.html?from=mj

7 月 29 日(木)に 188 の大学等の代表者と環境省、文部科学省、経済産業省の副大臣が参加して開催された総会において、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」（大学等コアリッション）が設立されましたのでお知らせします。

2050 年カーボンニュートラルの実現には、国・地域の政策やイノベーションの基盤となる科学的知見を創出し、知を普及する使命を持つ大学の役割に大きな期待がかかっており、大学が、国、自治体、企業、国内外の大学等との連携強化を通じ、その機能や発信力を高める場として、大学等コアリッションを立ち上げるもこととしたものです。

参加大学等：１８８の国公私立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、研究機関等

◇大気汚染物質（NO2）との同時観測により燃焼由来の CO2 排出量を精度よく推定する新手法を開発

＜国立環境研究所(NIES)　2021 年 7 月 20 日＞　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20210720/20210720.html
****
[8] ***環境安全関係***
◇山梨、静岡県が富士川流域を調査　水質や汚泥、28 日開始
＜共同通信　2021 年 7 月 27 日＞　https://nordot.app/792587015162675200?c=39546741839462401
　山梨県と静岡県は 27 日、両県にまたがる富士川流域で水質や汚泥の調査をするための覚書を締結した。28 日から富士川やその支流で水を採取し、有害物質が含まれていないかどうかなどを調べる。2021 年度内に結果をまとめる。
　山梨県の長崎幸太郎知事が静岡県庁を訪れ、川勝平太知事と覚書に署名。長崎知事は富士川から化学物質が見つかったという一部報道を挙げ、「富士川は両県の県民生活に関わる大河川だ」と述べ、保全のため科学的調査で現状を把握したいと語った。川勝知事は「分かりやすい形で公表しながら共同で進めていきたい」と応じた。

◇（仮称）福井洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2021 年 7 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109824.html
****
[9] ***調査、公募、意見募集等***
[公募、意見募集等]
◇火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示案に対する意見の募集について
＜経済産業省　2021 年 7 月 20 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595121071&Mode=0

◇令和３年度歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業実施団体の公募について
＜厚生労働省　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4Ap05-xJdz01pHpY

[公募結果、意見募集結果]
◇危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の意見公募の結果について
＜総務省消防庁　2021 年 7 月 21 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=860202102&Mode=1

◇危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果および改正省令の公布（令和 3 年 7 月 21 日）
＜総務省消防庁　2021 年 7 月 21 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/210721_kiho_1.pdf
----
[調査結果]
◇「令和２年有期労働契約に関する実態調査（事業所調査）」及び「令和３年有期労働契約に関する実態調査（個人調査）」の調査結果の公表について
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yiBkzcZjXRcfj9BY

◇令和 2 年度学校保健統計調査の公表について
＜文部科学省　2021 年 7 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af55ac3lrI69agbH
◇学校保健統計調査－令和 2 年度（確定値）の結果の概要
＜文部科学省　2021 年 7 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af55ac3lrI69agbL
****
[10] ***その他省庁発表***
◇雇用保険の基本手当日額の変更

https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3jRw2dJ3SQMLp4RY

・雇用保険料引き上げ検討、厚労省　財源逼迫、雇調金支給４兆円超え
＜共同通信　2021 年７月 28 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/e59f2ec75620b0bc772be230e322ab824e898852
　厚生労働省が雇用保険料引き上げの検討に入ることが 28 日、分かった。コロナ禍で雇用調整助成金の給付決定額が４兆円を超え、財源が逼迫しているため。具体的な保険料率は今後、厚労相の諮問機関である労働政策審議会で議論し、早ければ来年の通常国会に雇用保険法改正案を提出する。
　雇用保険は仕事を失っても生活に困らないようにするための事業と、雇用安定や能力開発の事業に大きく分けられる。保険料は労使が支払っており、一部事業には国費も投入されている。審議会では、労使の保険料率引き上げのほか、国費投入の在り方についても議論する。
　雇調金は休業手当の一部を補填する制度。
****
[11] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*
[開催案内]

・「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」の開催
＜総務省消防庁　2021 年７月 29 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/3f4037354385f3662c4125b177aec70053c3d948.pdf
　危険物の輸送を安全かつ円滑に行うため、危険物輸送の動向を踏まえた安全対策を調査検討することを目的として、「危険物の輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」を開催することとしましたので、お知らせします。
１　背景・目的
　危険物の輸送に関わる労働者団体や全国消防長会危険物委員会などから、物流の効率化、危険物情報の伝達、新たな輸送形態の扱い、危険物輸送に関する課題や要望が示されています。
　また、消毒用アルコールの需要の増加により、高濃度アルコールの運搬容器について平時と異なる取扱いを求める声もあがっています。
　これらの状況を踏まえ、消防庁では、危険物輸送を安全かつ円滑に行うために、危険物輸送の動向を踏まえた安全対策を調査検討することを目的として、「危険物の輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」を開催することとしました。
２　検討項目
⑴ 国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きの簡素化に関する事項
⑵ コンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法に関する事項
⑶ 海外製の特殊な容器、国連規格や機械器具等における危険物の運搬に関する事項
⑷ 大規模物流倉庫や高層ラック式倉庫における危険物の貯蔵に係る留意事項のあり方に関する事項
⑸ 消毒用アルコールに係る緊急的な危険物輸送に関する事項
３　スケジュール等（第１回開催予定）
　日時：令和３年８月３日（火）14 時から 16 時まで
　場所：WEB 会議による開催

・令和３年度環境配慮契約法基本方針検討会(第１回)の開催について　　８月３日
＜環境省　2021 年７月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109825.html
（１）環境配慮契約法基本方針等の検討の進め方について
（２）専門委員会の設置について
（３）検討スケジュールについて
（４）その他
・中央環境審議会循環型社会部会（第 38 回）の開催について　　８月５日
＜環境省　2021 年７月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109820.html

（1）廃棄物・資源循環分野における温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)について
（2）自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討について（意見具申）（案）
（3）その他
＜厚生労働省　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=l2zF13NdyTAYOoAFY
（1）アレルギー疾患対策の概要とアレルギー疾患対策基本指針の見直しについて
（2）アレルギー疾患対策基本指針の概要と国におけるこれまでの主な取組状況
（3）金属アレルギーについて
（4）アレルギー疾患対策基本指針に係る議論
（5）その他
・第１４回アレルギー疾患対策推進協議会　資料　　7 月 29 日
＜厚生労働省　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_wStvxs1oVhwUu1tY
・食品安全委員会（第 827 回）の開催について　　8 月 3 日
＜内閣府　2021 年 7 月 29 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai827.html
（1）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・添加物１品目
L-酒石酸カルシウム
（2）農薬第五専門調査会における審議結果について
・「ペンシクロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（3）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬及び動物用医薬品「ペルメトリン」に係る食品健康影響評価について
（4）その他
・第 13 回医師の働き方改革の推進に関する検討会の開催について（オンライン開催）　　８月４日
＜厚生労働省　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5gxI4epPcTsznfxY
・追加的健康確保措置の運用について
・医師の労働時間短縮等に関する大臣指針について
・第１４回アレルギー疾患対策推進協議会　開催案内　　7 月 29 日
・国立研究開発法人審議会（第 21 回）の開催について　　8 月 4 日
＜文部科学省　2021 年 7 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af55ac3lrI69agbK
文部科学省所管国立研究開発法人の業務の実績に関する評価（年度評価及び見込評価）、中長期目標期間終了時の業務及び組織の見直しについて【非公開】

[開催記録、報告、資料等]
・第 139 回労働政策審議会安全衛生分科会　資料　　7 月 28 日
＜厚生労働省　2021 年 7 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=P8Rtf9v1YZiwkiWtY
（1）分科会長の選出及び分科会長代理の指名について
（2）「経済財政運営と改革の基本方針2021」等について
（3）事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱
について（諮問）
（4）港湾貨物運送事業労働災害防止規程変更案要綱について（諮問）
（5）その他
****
[12] ***その他***
◇インフルエンザ、感染症関係
・我が国の高病原性鳥インフルエンザの清浄化宣言について
＜農林水産省　2021 年 7 月 29 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210729.html
---

◇*その他*

・雇用保険料引き上げ検討、厚労省　財源逼迫、雇調金支給４兆円超え

＜共同通信　2021 年７月 28 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/e59f2ec75620b0bc772be230e322ab824e898852

厚生労働省が雇用保険料引き上げの検討に入ることが 28 日、分かった。コロナ禍で雇用調整助成金の給付決定額が４兆円を超え、財源が逼迫しているため。具体的な保険料率は今後、厚労相の諮問機関である労働政策審議会で議論し、早ければ来年の通常国会に雇用保険法改正案を提出する。

雇用保険は仕事を失っても生活に困らないようにするための事業と、雇用安定や能力開発の事業に大きく分けられる。保険料は労使が支払っており、一部事業には国費も投入されている。審議会では、労使の保険料率引き上げのほか、国費投入の在り方についても議論する。

雇調金は休業手当の一部を補填する制度。

・中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレットについて

＜厚生労働省　2021 年７月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=n2TLI7lwpVl4DbINY

****

[付録]

◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省告示第 129 号）　*上記［2］関係*

［官報］　令和３年７月 28 日　特別号外　第 62 号　1～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210728/20210728t00062/20210728t000620001f.html

○厚生労働省令第 129 号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年７月 28 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　前	改　正　後
附　則	附　則
第十五条の四の三　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から令和三年九月三十日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。	**第十五条の四の三**　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から令和三年七月三十一日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。
２～５　（略）	２～５　（略）
６　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年五月一日から同年九月三十日までの期間中の休業等について	６　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年五月一日から同年七月三十一日までの期間中の休業等につい

は、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万三千五百円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	ては、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万三千五百円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
７～10　（略）	７～10　（略）
11　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この項及び第十三項において「特措法」という。）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針（第十三項において「基本的対処方針」という。）に沿つて行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。第十三項において「特措法施行令」という。）第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年一月八日から<u>同年九月三十日</u>までに行つたものであつて、対象区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号及びこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	11　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この項及び第十三項において「特措法」という。）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針（第十三項において「基本的対処方針」という。）に沿つて行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。第十三項において「特措法施行令」という。）第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年一月八日から<u>同年七月三十一日</u>までに行つたものであつて、対象区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号及びこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
12　（略）	12　（略）
13　特措法第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域	13　特措法第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域

のうち職業安定局長が定める区域（以下この項において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において基本的対処方針に沿つて行う特措法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年九月三十日までに行つたものであつて、重点区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	のうち職業安定局長が定める区域（以下この項において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において基本的対処方針に沿つて行う特措法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年七月三十一日までに行つたものであつて、重点区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
14　（略）	14　（略）
15　新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち、新型コロナウイルス感染症に際し特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から同年九月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	15　新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち、新型コロナウイルス感染症に際し特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から同年七月三十一日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
16　（略）	16　（略）
17　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第	17　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第

二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ(2)(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ⑸中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同項中「百日」とあるのは「百日に令和二年四月一日から令和三年九月三十日までの期間中の休業等の実施日数を加えた日数」とする。	二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ(2)(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ⑸中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同項中「百日」とあるのは「百日に令和二年四月一日から令和三年七月三十一日までの期間中の休業等の実施日数を加えた日数」とする。
18　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年九月三十日までの期間中の教育訓練に係る同号の適用については、同号イ(2)(ii)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。	18　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年七月三十一日までの期間中の教育訓練に係る同号の適用については、同号イ(2)(ii)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。
19　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年九月三十日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ(2)中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。	19　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年七月三十一日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ(2)中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。
20　（略）（法第六十二条第一項第一号に掲げる事業に関する暫定措置）	20　（略）（法第六十二条第一項第一号に掲げる事業に関する暫定措置）
第十五条の四の五　（略）	**第十五条の四の五**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　産業雇用安定助成金の額は、第一号及び第二号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額とする。一　前項第一号に規定する事業主次のイ及びロに掲げる額を合算した額　イ　（略）ロ　出向対象労働者（既にこのロに該当するものとしてこの条の規定による当該事業主への支給の額の算定の対象となつた者を除く。）一人につき、十万円（当該事業主が新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済上の理由により、著しく急激に事業活動の縮小を余儀なくされた場合として職業安定局長の定める要件を満たす場合は、十五万円）（一の事業所につき、出向対象労働者の数が五百人（出向元事業所被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）を超え	３　産業雇用安定助成金の額は、第一号及び第二号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額とする。一　前項第一号に規定する事業主次のイ及びロに掲げる額を合算した額　イ　（略）ロ　出向対象労働者（既にこのロに該当するものとしてこの条の規定による当該事業主への支給の額の算定の対象となつた者を除く。）一人につき、十万円（当該事業主が新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済上の理由により、著しく急激に事業活動の縮小を余儀なくされた場合として職業安定局長の定める要件を満たす場合は、十五万円）（一の事業所につき、出向対象労働者の数が五百人（出向元事業所対象被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）を

る場合は、五百人（出向元事業所被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）までの支給に限る。） 二　前項第二号に該当する事業主次のイ及びロに掲げる額を合算した額 イ　当該事業主が支給対象期間における賃金について前項第二号の契約に基づいて負担した額（当該額及び出向元事業主が同号の契約に基づいて負担した額の合計額が、出向前における通常賃金に支給対象期間中の労働した日数を乗じて得た額を超える場合は、出向前における通常賃金に支給対象期間中の労働した日数を乗じて得た額に、出向契約において当該事業主が負担することとされている割合を乗じて得た額）に支給対象期間における諸経費として職業安定局長が定める額を加えた額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（一の事業所につき、出向対象労働者の数が五百人（出向計画期間の初日の前日において出向対象労働者を雇い入れる事業所において雇用する被保険者（当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等及び日雇労働被保険者を除く。以下この号において「出向先事業所被保険者」という。）の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）を超える場合は、五百人（出向先事業所被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）までの支給に限る。） ロ　出向対象労働者（既にこのロに該当するものとしてこの条の規定による当該事業主への支給の額の算定の対象となつた者を除く。）一人につき、十万円（当該事業主が異なる業種から出向対象労働者を雇い入れる場合として職業安定局長の定める要件を満たす場合は、十五万円）（一の事業所につき、出向対象労働者の数が五百人（出向先事業所被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）を超える場合は、五百人（出向先事業所被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）までの支給に	超える場合は、五百人（出向元事業所被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）までの支給に限る。 二　前項第二号に該当する事業主次のイ及びロに掲げる額を合算した額 イ　当該事業主が支給対象期間における賃金について前項第二号の契約に基づいて負担した額（当該額及び出向元事業主が同号の契約に基づいて負担した額の合計額が、出向前における通常賃金に支給対象期間中の労働した日数を乗じて得た額を超える場合は、出向前における通常賃金に支給対象期間中の労働した日数を乗じて得た額に、出向契約において当該事業主が負担することとされている割合を乗じて得た額）に支給対象期間における諸経費として職業安定局長が定める額を加えた額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（一の事業所につき、出向対象労働者数が五百人（出向計画期間の初日の前日において出向対象労働者を雇い入れる事業所において雇用する被保険者（当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等及び日雇労働保険者を除く。以下この号において「出向先事業所被保険者」という。）の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）を超える場合は、五百人（出向先事業所被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める数）までの支給に限る。） ロ　出向対象労働者（既にこのロに該当するものとしてこの条の規定による当該事業主への支給の額の算定の対象となつた者を除く。）一人につき、十万円（当該事業主が異なる業種から出向対象労働者を雇い入れる場合として職業安定局長の定める要件を満たす場合は、十五万円）（一の事業所につき、出向対象労働者の数が五百人（出向先事業所被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）を超える場合は、五百人（出向先事業所被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）までの支給に

限る。） ４　第二項第一号に該当する事業主のうち、公益の目的のために、大量の被保険者を出向させる必要があると職業安定局長が認める出向（以下この項において「公益出向」という。）を行つたものに対する前項第一号の規定の適用については、同号中「一年を超えるものについては一年」とあるのは「三ヶ月を超えるものについては三ヶ月」と、「出向対象労働者の数が五百人（出向元事業所被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）を超える場合は、五百人（出向元事業所被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）」とあるのは「公益出向に係る出向対象労働者については、一千人まで、当該公益出向以外の出向に係る出向対象労働者については、五百人（出向元事業所被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）」とし、第二項第二号に該当する事業主のうち、公益出向に関する契約に基づき出向対象労働者を雇い入れたものに対する前項第二号の規定の適用については、同号イ中「出向対象労働者の数が五百人（出向計画期間の初日の前日において出向対象労働者を雇い入れる事業所において雇用する被保険者（当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等及び日雇労働被保険者を除く。以下この号において「出向先事業所被保険者」という。）の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）を超える場合は、五百人（出向先事業所被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）」とあるのは「公益出向に係る出向対象労働者については、一千人まで、当該公益出向以外の出向に係る出向対象労働者が五百人（出向計画期間の初日の前日において出向対象労働者を雇い入れる事業所において雇用する被保険者（当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等及び日雇労働被保険者を除く。以下この号において「出向先事業所被保険者」という。）の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）」とし、同号ロ中「出向対象労働者の数が五百人（出向先事業所被	限る。） （新設）

保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）を超える場合は、五百人（出向先事業所被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）」とあるのは、「公益出向に係る出向対象労働者については、一千人まで、当該公益出向以外の出向に係る出向対象労働者については五百人（出向先事業所被保険者の数を勘案して、出向対象労働者の数が著しく多いと認める場合は、職業安定局長が定める人数）」とする。	
5　次のいずれにも該当する事業主に対する第三項第一号イの規定の適用については、同号イ中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは、「四分の三（中小企業にあつては、十分の九）」とする。 一・二　（略）	4　次のいずれにも該当する事業主に対する前項第一号イの規定の適用については、同号イ中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは、「四分の三（中小企業にあつては、十分の九）」とする。 一・二　（略）
6　（略）	5　（略）
7　第三項、第五項及び第六項の規定にかかわらず、第三項第一号イに定めるところにより算定される額及び同項第二号イに定めるところにより算定される額の合計額が一万二千円に支給対象期間中の労働した日数を乗じて得た額を超える場合には、同項第一号イに規定する額は、同号イに定めるところにより算定される額に一万二千円に支給対象期間中の労働した日数を乗じて得た額を乗じて得た額を、同号イに定めるところにより算定される額及び同項第二号イに定めるところにより算定される額の合計額で除して得た額とし、同号イに規定する額は、同号イに定めるところにより算定される額に一万二千円に支給対象期間中の労働した日数を乗じて得た額を乗じて得た額を、同項第一号イに定めるところにより算定される額及び同項第二号イに定めるところにより算定される額の合計額で除して得た額とする。	6　第三項の規定にかかわらず、第三項第一号イに定めるところにより算定される額及び同項第二号イに定めるところにより算定される額の合計額が一万二千円に支給対象期間中の労働した日数を乗じて得た額を超える場合には、同項第一号イに規定する額は、同号イに定めるところにより算定される額に一万二千円に支給対象期間中の労働した日数を乗じて得た額を乗じて得た額を、同号イに定めるところにより算定される額及び同項第二号イに定めるところにより算定される額の合計額で除して得た額とし、同号イに規定する額は、同号イに定めるところにより算定される額に一万二千円に支給対象期間中の労働した日数を乗じて得た額を乗じて得た額を、同項第一号イに定めるところにより算定される額及び同項第二号イに定めるところにより算定される額の合計額で除して得た額とする。
8・9　（略）	7・8　（略）
10　第二項の規定にかかわらず、産業雇用安定助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。	9　附則第十五条の四の五第二項の規定にかかわらず、産業雇用安定助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。
11　（略）	11　（略）
12　第二項に規定する出向には資本関係、取引関係、人的関係等において密接な関係性を有する事業主間で行われる出向のうち職業安定局長が定める要件を満たすもの（以下「企業グループ内出向」という。）を含むものとする。この場合において、第四項から第六項までの規定は適用せず、第二項中「あらかじ	（新設）

め出向をさせた者」とあるのは「あらかじめ企業グループ内出向（以下単に「出向」という。）をさせた者」と、第三項中「次のイ及びロに掲げる額を合算した額」とあるのは「次のイに掲げる額」と、「三分の二」とあるのは「二分の一」と、「五分の四」とあるのは「三分の二」と、第七項中「第三項、第五項及び第六項」とあるのは「第三項」とする。	

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条の四の五の改正規定は、令和三年八月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の雇用保険法施行規則附則第十五条の四の五の規定は令和三年八月一日以降に開始する出向に係る産業雇用安定助成金の支給について適用し、令和三年八月一日前に開始した出向に係る産業雇用安定助成金の支給については、なお従前の例による。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省告示第 130 号）　*上記［2］関係*

［官報］　令和３年７月 28 日　特別号外　第 62 号　6～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210728/20210728t00062/20210728t000620006f.html

○厚生労働省令第 130 号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第八条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年７月 28 日　厚生労働大臣　田村　憲久

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金） **第三条**　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から令和三年九月三十日までの間（附則第二条において「対象期間」という。）に新型コロナウイルス感染症等の影響（法第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。附則第二条において同じ。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主	（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金） **第三条**　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から令和三年七月三十一日までの間（附則第二条において「対象期間」という。）に新型コロナウイルス感染症等の影響（法第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。附則第二条において同じ。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主

については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。附則第二条において同じ。）に雇用されるものに対して支給するものとする。	については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。附則第二条において同じ。）に雇用されるものに対して支給するものとする。
２　（略）	２　（略）
３　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、第一項に規定する被保険者の賃金日額（休業を開始した月前六月のうちいずれかの三月に支払われた賃金（賞与を除く。）の総額を九十で除して得た額をいう。）に百分の八十を乗じて得た額（当該額が次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、その額）を日額とする。	３　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、第一項に規定する被保険者の賃金日額（休業を開始した月前六月のうちいずれかの三月に支払われた賃金（賞与を除く。）の総額を九十で除して得た額をいう。）に百分の八十を乗じて得た額（当該額が次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、その額）を日額とする。
一　令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの間一万一千円	一　令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの間一万一千円
二　令和三年五月一日から同年九月三十日までの間九千九百円	二　令和三年五月一日から同年七月三十一日までの間九千九百円
４～10　（略）	４～10　（略）
附　則	附　則
第三条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この条において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が同法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年九月三十日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（重点区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、令和三年五月一日から同年九月三十日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の	**第三条**　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この条において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が同法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年七月三十一日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（重点区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、令和三年五月一日から同年七月三十一日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次

各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。 ２　新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年九月三十日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（対象区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、令和三年五月一日から同年九月三十日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。	の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。 ２　新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年七月三十一日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（対象区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、令和三年五月一日から同年七月三十一日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

********** 以上 **********